

いわき市「赤ちゃんの駅」登録施設募集要項

本市では、子育てに配慮した生活環境の整備の一環として、赤ちゃん連れの家族が授乳やおむつ替え等のために立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、広く周知することにより、子育て中の家族が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めています。

登録された施設には、利用者の方が気軽に立ち寄れるように、シンボルマークを図案化したタペストリー及びステッカー（利用者の目印となる標示物）を施設の出入口付近等に掲げていただきます。

登録施設について、次のとおり募集しますので、対象となる施設につきましては、是非、申請をお願いします。

1 登録施設の募集について

(1) 対象施設

登録の対象となる施設は、いわき市内に所在し、次の①②いずれにも該当する施設です。

① 授乳の場（四方が隔壁で仕切られた部屋又はパーテーション若しくはカーテンで仕切られた場所がある等、利用者（※）が人目を気にせず授乳ができる場所）を提供すること。

② おむつ替えの場（ベビーベッド又はベビーシートが設けられている等、おむつを替える場所）を提供すること。

※「赤ちゃんの駅」の利用者は、乳幼児の保護者で、授乳、おむつ替え等を行う必要がある方です。

(2) 登録申請

「赤ちゃんの駅」の登録を受けようとする施設の管理者は、赤ちゃんの駅登録申請書（第1号様式）に必要事項を記載の上、郵送または直接持参にて申請先に提出してください。

申請書はこども支援課または市のホームページ（「赤ちゃんの駅」で検索）で入手できます。

(3) 調査・登録

登録申請書の提出後、市が調査を行います。なお、調査の際、授乳及びおむつ替えの場の写真を取らせていただく場合があります。

調査の結果、適当と認めるときは、「赤ちゃんの駅」として登録し、申請者に決定通知書を交付します。

なお、登録施設は市のホームページ等に掲載します。

(4) 標示物

登録施設には、「赤ちゃんの駅」であることを示す標示物（タペストリー、ステッカー）を施設の出入口付近等の適切な場所に設置していただきます。

なお、標示物は市から登録施設に交付します。

(5) 登録の変更・解除

登録施設の管理者は、登録した内容について変更または登録を解除しようとするときは、赤ちゃんの駅登録変更（解除）申請書（第3号様式）に必要事項を記載の上、郵送または直接持参にて申請先に提出してください。

なお、申請がない場合でも、登録施設が「赤ちゃんの駅」として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことがあります。

2 登録施設の管理等について

(1) 登録施設の提供日等

登録施設の提供日時は、登録申請に基づき市が認めた日時とします。

なお、登録施設の管理者は、必要があると認めるときは、提供日時を臨時に変更することができます。

(2) 登録施設の管理

登録施設の管理者は、登録された授乳の場及びおむつ替えの場の衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うものとします。

3 申請先（問い合わせ先）

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本2 1 番地

いわき市役所 こどもみらい部こども支援課こども支援係

電話 0246 (22) 7454